

規制委は東北電力の言いなり＝「事実確認」せず合格！

別稿『気になる動き96-4』で、21.7.12事故の素人的「事実確認」から明らかになった問題点をいくつか示しましたが、“予想どおり”規制委は主体的に「**事実確認を進め**」もせず、東北電力に4.8補正で安全性とは無関係の「文言修正」（規制庁役人にとっては手続き上最重要？）を行なわせ、早々と4.27第7回規制委会合で審査書案を了承し<4.28河北>、しかも私たちからの批判を封じ込めるためか、審査書案に対するヒアリング（科学的・技術的意見の募集）は行なわないこととしました<同河北では指摘なし>。あとは、原子力委員会と経産省の意見を待って、正式合格となります。

ところが、その審議動画を見たら、担当の山中委員の発言や、更田委員長の疑念に対する規制庁・天野氏の説明が、7.12事故などなかったかのような内容でした。

そのようなあまりに拙速・理不尽な審議だったため、急遽、以下の文書を風の会・舘脇さんから規制委宛に送ってもらいました（5.13に回答：後述）。

「4月27日の第7回規制委員会で、女川2号機の有毒ガス防護に係る審査の担当と思われる山中委員は、今回の女川2の申請について「特有の事象があるわけではない」と発言しています。また、更田委員長の「固定源について2号炉だけを見ているのか、同じサイト内の1・3号炉も見ているのか」旨の質問に対し、規制庁天野氏は「1・3号炉も含め、すべてのものを対象としている」旨答え、また、更田委員長の「緊急時対応要員の動線に対し、1・3号炉設備であっても影響があってはならないから、ソース（固定源・有毒ガス発生源）としては1・3号炉設備も考えているのか」旨の確認質問についても、天野氏は「仰る通り」と回答しています。

ところが、女川2では、昨年7月12日、運転員・事故対応要員も出入りする（動線である）2号機制御建屋の1階出入口及び2階更衣室付近に、1・2号機間で共用するランドリドレン処理系の排水配管を通じて、1号機廃棄物処理建屋から（沈降分離槽の空気注入作業に伴い）「硫化水素」が逆流し、作業員7名が中毒する事故が発生しています。

これについて東北電力は、硫化水素が沈降分離槽から生物学的に恒常的に発生・蓄積しているにもかかわらず、今回の申請で、同タンクが「硫化水素という有毒化学物質を保管」しているものではないから「ガイドの定める固定源には該当しない」と説明しています。また、硫化水素逆流の根本原因である「共用配管」をそのまま残し、今後は「作業時には隔離弁を閉じる手順に変更するから、2号機制御建屋には逆流しない」と主張しています。

① 質問：以上の「女川2号機の特有の事象、昨年7月の事故」・1号機とのランドリドレン処理系設備の共用問題を、更田委員長や山中委員は認識しているのでしょうか。

② 意見：少なくともご両名にはこの文書をお渡しくださるようお願いいたします。

③ 意見：本件審査書案については、上記の特殊事情に鑑み、意見募集を行なうべきです。」

さて、4.27審査書案は、7.12事故などなかったかのように、他の原発と同様の形式的なもの（コピペ）でした。有毒ガスの発生源・流通経路たる「ランドリドレン処理系共用・接続配管」には一切触れず、規制委自身の女川2再稼働審査時の「共用施設」見逃し（東北電力の申告漏れ・意図的隠ぺいが原因？）を正当化するものです。

また、「有毒ガス」とは、本来は「運転員・指示要員の対処能力が損なわれるおそれのあるもの」【規則解釈】ですから、人体に悪影響を及ぼす「ガス（有毒気体のみならず、酸素濃度20%以下の酸欠空気や、水素・窒素・二酸化炭素・プロパン等の窒息性気体）」を、広く対象にすべきです。ところが規制委・規制庁は、「貯蔵容器等に保管された有毒化学物質（固体・液体・圧縮気体）」から漏洩・気化・蒸発により発生する「有毒ガス」（「他の有毒化学物質等との化学反応によって発生するものを含む」としながらも、実際には有毒化学物質との化学反応に歪曲）のみを対象とする、誤った前提・科学知識に基づく『毒ガスガイド』を定めています。そのため事業者は、「ガイドを参照」するのではなく、ガイドに全面的に依拠し（逆手に取り）、貯蔵保管された「有毒化学物質」に議論を収束・矮小化させ、合格を得ています。

これまでに筆者は何度も述べましたが、規制委自らが戒めているように、ガイドは「規則や規則の解釈のように規制要求を示すものではなく、「審査に当たっては、審査ガイドの内容に囚われることなく、審査官自らの科学的、技術的、合理的な判断に基づくことが重要」 <2021.6.16「審査ガイドの位置付け」>なのです。

ところが、東北電力は、ガイドの不十分性につけこみ、7.12事故から誰が見ても明らかな「有毒ガス＝硫化水素の発生源」である「沈降分離槽（当該タンク）」について、「当該タンクは有毒化学物質である硫化水素を保管する設備ではなく、固定源として抽出する保管施設には該当しない」

【右引用：3.23面談資料1・別紙11】と“詭弁”を弄し、女川2に「対象発生源はない」（＝固定源はない【図：4.27資料2・4枚目】）から「防護措置は必要ない」（ガス発生源がなければ「有毒ガス濃度が判断基準値を下回る」のは“当然”です）と、恥ずかしげもなく説明しています。

3. 規制要求との関係について

(1) 固定源としての整理
有毒ガス防護に係る規制要求において、設置許可基準規則第二十六条第3項第1号及び第三十四条第2項（以下、「同規則」という。）の解釈は、以下のとおりである。

【規則解釈】

a. 設置許可基準規則第二十六条第3項第1号に係る解釈
「有毒ガスの発生源」とは、有毒ガスの発生時において、運転員の対処能力が損なわれるおそれがあるものをいう。「工場等内における有毒ガスの発生」とは、有毒ガスの発生源から有毒ガスが発生することをいう。

b. 設置許可基準規則第三十四条第2項に係る解釈
「有毒ガスの発生源」とは、有毒ガスの発生時において、指示要員の対処能力が損なわれるおそれがあるものをいう。「有毒ガスが発生した場合」とは、有毒ガスが緊急時対策所の指示要員に及ぼす影響により、指示要員の対処能力が著しく低下し、安全施設的安全機能が損なわれるおそれがあることをいう。

同規則においては、ガイドを参照し、固定源及び可動源から有毒ガスが発生した場合の影響を評価した上で、その結果に応じた対策を実施することとしている。また、ガイドにおいて、固定源は「敷地内外において貯蔵施設に保管されている、有毒ガスが発生させるおそれのある有毒化学物質をいう。」と定義されており、固定源の調査としては、「敷地内に保管されている全ての有毒化学物質」を対象としている。

今回の硫化水素流出事象において、硫化水素の発生源となった当該タンクは、洗濯廃液等を処理するランドリドレン系の処理の過程で発生するスラッジを受け入れ、スラッジを固体廃棄物として処理する前に一時的に貯留しておく設備である。（2.1参照）このことから、当該タンクは有毒化学物質である硫化水素を保管する設備ではなく、固定源として抽出する保管施設には該当しないと判断する。

2. 固定源及び可動源からの有毒ガスに対する防護措置
固定源及び可動源からの有毒ガスに対しては、運転・対処要員の吸気中の有毒ガス濃度が判断基準値を下回る設計とする。

図2 防護措置のイメージ

出典：第1032回原子力発電所の新規規制基準適合性に係る審査委員会資料1-2 (<https://www2.nsr.go.jp/data/000382529.pdf>) から抜粋

なお、対象発生源はないことから、防護措置は必要ないことを確認した。

それに対し規制委は、自ら7.12事故の事実確認もせず、東北電力の言いなりになって、女川2に「特有の事象」はないとして、審査書案を容認したのです。

ただ、もしかすると、更田委員長自身は、プラント関係の審査担当・山中委員＝次期委員長（3.3第1032回審査会合の議長として、東北電力の説明や規制庁角谷氏・宮本氏の議論を認識）の「特有の事象」はない旨の説明を鵜呑みにするだけで（信頼して？）、事故の詳細や事故発生の実事すら知らなかった可能性があるのではないかとも思い、上記文書を作成した次第です。

なお、5.13に回答がありましたが、①の事故認識の質問については、規制委の令和3年7月14日第20回会議でトピックスとして7.12の事故直後に報告がなされたことと（この時点で原因は不明。共用・接続配管問題も触れられず）、令和4年2月16日第65回会議で他の原発も含めた規制検査の報告の一つとして簡単な報告（やはり共用問題について言及なし）がなされたことをもって、「報告しています」というものでした。木で鼻を括るが如き“お役人対応”で、予想通りといえれば予想通りです。

そのような不十分な報告・認識だけで審査終了となることが予想されたことから、更田氏らに実態を知ってもらうべく②・③の意見も記載しましたが、「御意見につきましては承ります。」ということでした。

②記載のとおり上記文書が更田氏の手元に届けられるなら、（規制委のメンツ・権威を重んじる？）更田氏が、東北電力・規制庁（+山中委員）の「7.12事故隠し」に“激怒”し、（前例のない）「審議やり直し」を命じる可能性もあるのではないかと“密かに期待”しますが、どうでしょうか。

ただし、「③意見募集を行なうことを求めます」について考えれば、担当者にはそうする権限はないと思われまますので、お役人言葉の「承ります」とは‘単に担当者の自分が聞き置くだけ。更田氏等に伝えたりはしません’ということなのかもしれません。

その場合は、別の手段（直訴？）を講じる必要があるのかもしれない。何かよいアイデアがありましたら、お教えてください。

<2022.5.13 了 仙台原子力問題研究グループ I >